

## 令和4年度 社会福祉法人尾道厚生会 事業計画

### 1 令和4年度社会福祉法人尾道厚生会運営について

平成28年の児童福祉法改正において、児童の「最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」と規定されました。また、国・自治体の責務として、「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」とする家庭養育優先の理念が示されました。

この児童福祉法の理念のもと、全国母子生活支援施設協議会は、「産前・産後支援」「親子関係再構築支援」「地域支援」の3つの柱を中心に支援していくことを提言しています。

尾道厚生会もその提言に沿って、さまざまな生きづらさを抱えながら一人で子育てに悩む保護者などに対して、地域社会のなかで生活に密着した支援を幅広く展開していくよう取り組んでいきます。今までも尾道厚生会は、子ども支援、保護者支援、家庭養育支援を実践してきました。家庭養育優先が謳われる今こそ、施設利用者だけでなく地域の子育て家庭全体に支援を展開できるよう、これまで培ってきた専門性を最大限に発揮した取り組みを行っていきます。

### 2 尾道母子生活支援センター事業

尾道母子生活支援センターは、母と子の願いや思い、意思を丁寧に聴き取り、受け止め、安全で安心な環境の中で、母と子のそれぞれの「自立」の形や支援の在り方を共感・共有し、母子双方への権利侵害のない「自立」の形、安定した生活の営みを形成し、インケアのより一層の充実をめざします。

そして、今まで家庭養育を支援してきた経験を活かし、特定妊婦の受け入れや、分離しない母子支援をより一層、行っていく事を考えています。

また、地域相談事業や子ども食堂、学習サポートや地域子ども体験行事等を展開するとともに地域に発信し、地域で生活している子育て世代への支援も視野に入れ、居場所提供を含めた、子育て支援への総合的包括支援の拠点となるように努めてまいります。

また、今年度より自立支援専門員の配置と心理療法担当職員複数配置を行い、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図るとともに、入所者のみならず地域の要支援家庭に対しても心理療法を実施し、心理的な困難を改善し対象児童等の自立支援にも取り組み、母と子の地域での継続的な生活の支援を行っていきます。

尾道母子生活支援センターは、いつの時代も母と子の人権を護るための最後の砦であることを念頭に置き、将来にわたって支援機能を充実・向上させ、この役割を果たしていく必要があると考えています。

これらの目標を達成するために、令和4年度は次の事業を展開します。

## (1) 母子支援員による支援

近年、障がい者手帳を所持している母親と子どもの入所が増えています。他者とのコミュニケーションの取りにくさや、人間関係の構築が困難な母親と子どもが多いため、今まで以上により丁寧な関りを持ち、母親と子どもの気持ちに寄り添い信頼関係を築いていく努力をしていきます。

日々の支援では、生活のリズムの確立や、家事・育児等のサポートが大変重要になっています。就労支援は、福祉的就労を視野に入れること、就労先と連携をして就労を継続していくための支援などをしていきます。また、養育に自信がない母親に対しては、子育てを一緒にしながら母親に自信を持ってもらえるよう支援を行います。育ってきた環境や障がい、DV被害などにより自己肯定感が低い母親に対して、「大切な存在」「かけがいのない存在」であることを感じてもらえるように、心理担当職員や他職種と連携しながら、安心できる環境を整えていきます。安心した環境の中で、本来持っている力を十分に発揮して、再び生きる気力を取り戻し、自信をもって自立をしていけるように支援をします。

今年度も地域の子育て世代、ひとり親家庭や女性に対する相談事業を行っていきます。また、退所後も支援が必要な家庭に対してのアフターケアを充実させていきます。昨年度の引き続き、緊急一時保護の受入れに対しての体制の確立、緊急一時中のインケアの充実を目指します。

例年に引き続き、DV、身体障がい、精神障がい、知的障がい、発達障がい、外国籍等、複雑多様化する母親と子どもの問題に対して、自分らしさを取り戻し、母親と子どもが、前向きに生きていけるよう、母子支援員は次の支援や事業を行います。

### ① 生活支援

入所時の不安が軽減するようにウエルカムセットを用意して安心して新しい生活がスタートできるようにサポートをします。これまでの生活習慣やスタイルを尊重しながら、必要に応じて食事作りや掃除、洗濯等の家事全般の支援、および金銭管理等のサポートを行います。買い物支援を各人の生活状況に応じて行います。また、必要に応じて通院の同行、病状の把握、服薬の援助を行います。

生活保護申請、健康保険、年金、児童手当、児童扶養手当等の各種制度の利用手続きのサポートを行います。必要がある方には、障害福祉サービスの利用手続き、手帳の取得などのサポートを行います。

※ウエルカムセットとは

入所後すぐに必要な食品や生活用品一式、温かい食事を準備提供し、安心して生活していただけるよう応援するためのものです。

## ② 子育て支援

児童支援員、保育士との連携を密に持ち、母親の気持ち、子どもの気持ちを調整しながら母子関係の課題に積極的に取り組んでいきます。養育困難な母親には実際の子育ての場面での支援を行い、母親の養育する力を強化していきます。母親のレスパイト、子どもの安全のために子ども家庭センターとの連携をとり、ショートステイ等の利用を勧めていきます。

## ③ 就労支援

ハローワークや職場との連携を取りながら、母親の就労のサポートを行います。障がいのある母親に対しては、障がい者相談支援専門員と連携を取りながら、障がい福祉サービスを利用した就労支援を行います。就労後も、相談支援専門員、福祉サービス事業所との連携を取り、常に状況を把握しながら、母親の状況に合わせた働き方を提案し、就労が継続できるように支援を行います。また、経済的自立を促すため、実際の就職に必要な技能を習得するための支援を行い、資格取得等に向けての支援を行います。資格取得に必要な費用についての情報提供や手続きのサポートを行います。

これらは、経済的安定を図るだけでなく、社会参加をすることにより社会的な地位を確立、社会とのつながりを持つことで、将来への不安が払拭され、自らが自信をもって社会に根差した生活をし、生活全体を豊かにしていくことを目的としています。

## ④ 法的手続きに関する支援

離婚、養育費、自己破産に向けての手続きを行います。手続きに関しては、入所される DV 被害者の命の安全を第一に考え、行政をはじめとする関係機関である、警察、弁護士等と連携を取りながら行います。法的手続きにかかる費用については、法テラスの利用手続きを行い、弁護士相談や調停、裁判への同行を行います。

## ⑤ 地域支援機関との連携

地域生活への自立に向けて、必要に応じて、障がい者手帳の取得についての情報提供や同行を行います。障がい福祉サービス機関と連携をして、障がい者福祉サービスを利用することで、就労や生活の支援を行います。また、精神面で医療が必要な方には、医療機関を紹介し、必要であれば同行や医療機関との連携を行います。

DV で入所された方に対しての支援では、命の安全を第一に考え、警察等の関係機関との連携を密に取ります。

養育が困難な母子に対しては、要保護児童対策地域協議会や、子ども家庭

センターとの連携を取るとともに、学校・保育所との連携を密にし、情報共有をしながら支援を行います。

退所時には必要な関係機関との連携を取り、母親と子どもが安心して地域での生活が円滑に行われるように支援を行います。

#### ⑥ 生活相談

母親がいつでも相談ができる体制を整え、ゆったりと相談ができるように心がけます。日々の生活の細かな変化を見逃すことなく必要に応じて声かけをし、心に寄り添いながら相談に応じます。家庭生活、家計の管理、子どもの養育等様々な課題に対して、母親と子どもの意思を尊重しながら、退所後の自立した生活に焦点を当てた支援を他職種、行政、地域の福祉サービスと連携しながら行います。

進学を希望する子どもの学費に不安を抱くことなく進学できるように、母子父子福祉貸付や奨学金等の情報提供を行い、必要に応じて手続きの支援を行います。

安定した精神状態で日々の生活が送れるように、心理担当職員と連携をし、常に気持ちに寄り添った支援を心がけます。

#### ⑦ 相談事業

地域で生活している、子育て世代のよりどころになるような相談窓口を開設します。子育てのこと、夫婦間のこと、経済的な困難など、様々な相談内容に対応できるように、エスポワールの専門性を活かした相談業務を行います。相談の内容に応じて、各関係機関の紹介、連携を行います。また、必要であれば、各関係機関への同行を行います。相談場所として、地域に対しての周知活動を行います。今年度は退所家庭への相談も充実させていきます。退所後に定期的な声かけや、行事への誘いをすることで地域で孤立し、孤独にならないようにサポートをしていきます。

#### ⑧ 「ワンストップ・ひろしま」との連携

「ワンストップ・ひろしま」からの依頼により、通院支援、弁護士相談同行支援、心理的支援、警察への同行などを協力していきます。

※「ワンストップ・ひろしま」とは

性被害に遭われた方が被害を抱え込まず、安心して被害直後から総合的な支援を受けることができ、被害者の心身の負担の軽減、健康の回復を図ることのできる環境を構築するために広島県の委託を受けて設置されているNPO 団体です。

## (2) 児童支援員による支援

「子どもの最善の利益」を追求した支援を行います。DV・虐待の影響や家庭環境、発達障がい等、複雑多様化した課題を抱える子どもたちが安全安心を感じ、心と身体が癒され、笑顔を取り戻していくことができるような支援を行います。信頼できる大人との出会いや暴力によらない人間関係の作り方を職員がモデルを示していきます。

また、子どもたち一人ひとりの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を目指します。そして、子どもたちが「生きることは楽しいこと」であると感じ、将来に希望を持つことができるよう、他職種と連携し、次のような支援を行います。

### ① 学習支援

「学習習慣の確立」を目的として、下校後すぐに地域交流室で学習に取り組みます。

「基礎学力の定着」を目的として、毎週土曜日に学習教材を活用したプリント学習を行います。

学生ボランティアの受け入れを行い、個別対応の強化に努めます。

集団での学習が苦手な子どもに対しては、パーティション等を活用して、個別の空間を提供できるような配慮をします。

教育機関とは連携を密に取り、子どもの状態把握に努め、相互に協力体制をとり、協働して支援を行います。

### ② 活動支援

日常の遊びや様々な体験活動を通して、ルールやマナーの大切さを学び、充実感や達成感を得て、「生きることは楽しいこと」だと感じられるような支援を行います。児童支援員は子どもたちが活動に積極的に取り組むことができる環境を作り、「やってみる!」「挑戦する!」ことに意欲が持てるよう、そして、「できた!」「またやりたい!」という気持ちを持てるような支援を行います。

正月飾りや節分、雛飾りなどの日本文化の祭事に触れる機会を子どもたちに伝える取り組みも行います。

### ③ 生活支援

子どもたちの生活リズムの構築及び生活の質、社会性の向上を目的とした支援を行います。

規則正しい生活習慣を作ることや挨拶、言葉遣い、身だしなみ等のマナーを身に付けることができるよう、子どもたち一人ひとりの生活状況の把握に

努めます。必要に応じて、家族会議等の時間を作り、家庭内でのルール作り等の支援も行います。

体調不良などの理由により、学校へ行くことができない子どもたちに対しては、病児病後児保育も行います。必要に応じて、医療機関への受診同行なども行います。

#### ④ アフターケア事業

退所後の不安の軽減や生活の安定を図ることを目的として、学童保育のアフターケアを行います。退所年度を含めて、最長2年間利用することができます。退所家庭によって利用方法は様々であるため、できる限り希望に添えるように努めます。

また、退所後の切れ目のない支援の1つとして、施設行事への招待など、不安を小さくできるような支援も行います。

### (3) 保育士による支援

近年、DV等の影響により、一時的に発達障がい症状を出す子どもや入所後に分離不安を起こす子ども等、様々な心の傷を抱えて入所してくる幼児が増えています。また、知的障がい、精神障がい、発達障がい等を抱える母親も増えており、その影響を受けて情緒が不安定になっている子どもも増えています。

保育士は子どもが安全・安心な環境で過ごせるよう、1対1の関わりを大切にしていきます。

保育士は母親の生活への支援、子どもの発達の両面できめ細やかな支援が行えるよう、次の支援や事業を行います。

#### ① 通常保育

入所する保育所が決まるまで、待機児童の保育を行います。

年齢、月齢の発達に合わせた保育計画に基づいた保育を行い、発達や情緒の安定を促します。

#### ② 補完保育・送迎支援

母親の就労の関係上、通園している施設への送迎ができない場合の登所前、降所後に保育を行います。母親が車を持ち、自分で送迎できるまで また、母親の体調等で送迎ができない場合保育所への送迎支援を行います。

#### ③ 病児・病後児保育

体調が悪く、当日保育所に登所できない子どもについて、医師の診察後、保育が可能と判断された場合に保育を行います。

④ 預かり保育

余裕を持ち子育てができるよう、母親の美容室や買い物、一人で過ごしたい等のリフレッシュ時に保育を行います。

⑤ 育児相談・発達相談

母親が相談しやすい環境づくりを心がけ、育児に悩む母親を心から受容しながら、保育専門知識に基づいたアドバイスを行います。また、育児相談だけでなく、保育室を憩いの場として提供し、仕事や生活等の相談も受けます。受けた内容は他職種との連携を取りながら解決へと導きます。

⑥ 専門機関との連携

保育所や発達障がい児通園施設等の専門機関との連携をとり、子どもたちが自分らしく生活できるようになることを目的とし、情報交換を行っています。カンファレンス等同席も行います。

⑦ 入所等の手続き

保育所や療育のサービス事業等の利用手続きを母親と相談しながら行います。必要があれば施設見学同行も行います。

⑧ アフターケア事業

退所後の生活の安定を図ることを目的として、保育のアフターケアを利用する事ができます。また、母親が心理療法等のアフターケアを利用される場合の保育を実施します。

⑨ 園庭開放

地域の就学前の児童のいる親子へ保育室の園庭を開放し、遊び場の提供をしています。

⑩ 地域相談時保育

地域で生活されている方が相談に来られた時、必要であれば預かり保育を行います。

#### (4) 心理療法担当職員による支援

DV や虐待の被害を受けた母親と子ども、母親の就労難、貧困などの理由によって自立的な生活が困難な母親と子どもが入所されています。入所されている母親と子どもは、精神的、身体的、社会的に大きな傷つきを持たれていることや、これまでの育ちや特性などから生きづらさを抱えられていることが多く、また、母子間の情緒的な交流に課題のあることが少なくありません。このような課題に対して心理療法担当職員は、信頼関係を構築し心理的なケアを通じて対応するとともに、母親と子どもが、傷つきを解放し、施設内外で健康的かつ適応的に生活していけるように支援しています。

また、これらの関わりを通じて得られた母子理解に基づき、他職種と連携し、母親と子どもが情緒的に安定した生活が送れるように支援しています。心理療法担当職員は次のような支援を行います。

##### ① カウンセリング

悩みや抱えている課題などに対して相談支援を行います。安心して気持ちを話せる場を提供して、寄り添いながら心の整理のお手伝いをします。共に考えながら、情緒的安定を目指します。

##### ② プレイセラピー

遊びをコミュニケーションや自己表現の手段として利用する心理療法です。子どもにとって遊びは本質的なものであり主体的に内的世界を組み立てることが出来ます。遊びを通して自己を表現することで、心の回復や成長を促進します。

##### ③ 箱庭療法

砂の入った箱の中にミニチュアを置いて箱庭を作る心理療法です。心理療法担当職員が受容的な態度で見守る中で言葉では伝えきれない自分の内的世界を表現することが出来ます。

##### ④ アフターケア事業

退所後も心のケアが必要な場合は最長 3 か月間のアフターケアが利用出来ます。退所に伴う不安や今後について検討します。さらに、継続的に心のケアが必要な場合は他の専門機関へ連携をとり紹介を行います。

##### ⑤ 専門機関との連携

行政機関や学校等の専門機関と連携をとり情報共有を行うことで、ケースの理解を深め日常の支援に繋げていきます。



⑥ 地域相談

地域で生活される情緒的な課題を抱えられている方の一時的な相談業務を行います。相談の内容に応じて、他の関係機関へ連携をとり紹介を行います。

## 令和4年度 避難訓練実施予定表

月	ねらい	実施内容	備考
4月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。	
	避難訓練等説明	入所者を対象に避難訓練の必要性、年間予定等の説明を行う。	
5月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。	
	避難器具等機器説明	避難器具の使い方や防犯設備の操作等の説明を行う。	
6月	避難梯子昇降訓練	各階5号室に設置してある避難梯子を実際に使用し、避難を行う。また、使い方の指導も行う。	
7月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。	
	防災意識の向上	防災センター見学・体験。	
8月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。	
9月	総合訓練	① 火災通報装置を使用した通報訓練 ② 水消火器を使用した消火訓練 ③ 夜間火災発生想定避難訓練	尾道消防署依頼予定。
10月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。	
11月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。	
12月	地震を想定した避難訓練	地震を想定した避難訓練の実施。緊急避難場所等の説明も同時に行う。	
1月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。	
2月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。	
3月	火災避難訓練	火災を想定した避難訓練の実施。年間を通しての反省を行う。	

※ 通常は夜間火災を想定した訓練を行う。

2022 年 尾道母子生活支援センター エスポワール 年間行事計画表

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事	日曜	行事
1 金		1 日	母の会・子どもの会	1 水		1 金		1 月		1 木		1 土		1 火		1 木		1 日	元日・冬季休業	1 水		1 水	
2 土		2 月		2 木		2 土		2 火		2 金		2 日	母の会・子どもの会 避難訓練	2 水		2 金		2 月	冬季休業	2 木		2 木	
3 日	母の会・子どもの会 避難訓練	3 火	憲法記念日	3 金		3 日	母の会・子どもの会 避難訓練	3 水		3 土		3 月		3 木	文化の日	3 土		3 火	冬季休業	3 金		3 金	
4 月		4 水	みどりの日	4 土		4 月		4 木		4 日		4 火		4 金		4 日	母の会・子どもの会 避難訓練	4 水		4 土		4 土	
5 火		5 木	こどもの日	5 日		5 火		5 金		5 月		5 水		5 土		5 月		5 木		5 日	母の会・子どもの会 避難訓練	5 日	母の会・子どもの会 避難訓練
6 水		6 金		6 月		6 水		6 土		6 火		6 木		6 日	母の会・子どもの会 避難訓練	6 火		6 金		6 月		6 月	
7 木		7 土		7 火		7 木		7 日	母の会・子どもの会 避難訓練	7 水		7 金		7 月		7 水		7 土		7 火		7 火	
8 金		8 日		8 水		8 金		8 月	山の日	8 木		8 土		8 火		8 木		8 日	母の会・子どもの会 避難訓練	8 水		8 水	
9 土		9 月	母の会・子どもの会 避難訓練 リフレッシュ行事	9 木		9 土		9 火	山の日	9 金		9 日	子ども食堂	9 水		9 金		9 月		9 木		9 木	
10 日	子ども食堂	10 火		10 金		10 日	子ども食堂	10 水		10 土		10 月		10 木		10 土		10 火	成人の日	10 金		10 金	
11 月		11 水		11 土		11 月		11 木		11 日	子ども食堂	11 火		11 金		11 日	子ども食堂	11 水		11 土	建国記念の日	11 土	
12 火		12 木		12 日	子ども食堂	12 火		12 金		12 月	母の会・子どもの会 避難訓練(総合訓練)	12 水		12 土		12 月		12 木		12 日	子ども食堂	12 日	子ども食堂
13 水		13 金		13 月	母の会・子どもの会 避難訓練	13 水		13 土	夏季休業	13 火		13 木		13 日	子ども食堂	13 火		13 金		13 月		13 月	
14 木		14 土		14 火		14 木		14 日	夏季休業	14 水		14 金		14 月		14 水		14 土		14 火		14 火	
15 金		15 日		15 水		15 金		15 月	夏季休業	15 木		15 土		15 火		15 木		15 日		15 水		15 水	
16 土		16 月		16 木		16 土		16 火		16 金		16 日		16 水		16 金		16 月		16 木		16 木	
17 日		17 火		17 金		17 日		17 水		17 土		17 月		17 木		17 土		17 火		17 金		17 金	
18 月		18 水		18 土		18 月		18 木		18 日		18 火		18 金		18 日		18 水		18 土		18 土	
19 火		19 木		19 日		19 火		19 金		19 月		19 水		19 土		19 月		19 木		19 日		19 日	
20 水		20 金		20 月		20 水		20 土		20 火	敬老の日	20 木		20 日		20 火		20 金		20 月		20 月	
21 木		21 土		21 火		21 木		21 日		21 水		21 金		21 月		21 水		21 土		21 火		21 火	春分の日
22 金		22 日		22 水		22 金	海の日	22 月		22 木		22 土		22 火		22 木		22 日		22 水		22 水	
23 土		23 月		23 木		23 土	体育の日	23 火		23 金	秋分の日	23 日		23 水	勤労感謝の日	23 金		23 月		23 木	天皇誕生日	23 木	
24 日		24 火		24 金		24 日		24 水		24 土		24 月		24 木		24 土		24 火		24 金		24 金	
25 月		25 水		25 土		25 月		25 木		25 日		25 火		25 金		25 日		25 水		25 土		25 土	
26 火		26 木		26 日		26 火		26 金		26 月		26 水		26 土		26 月		26 木		26 日		26 日	
27 水		27 金		27 月		27 水		27 土		27 火		27 木		27 日		27 火		27 金		27 月		27 月	
28 木		28 土		28 火		28 木		28 日		28 水		28 金		28 月		28 水		28 土		28 火		28 火	
29 金	昭和の日	29 日		29 水		29 金		29 月		29 木		29 土		29 火		29 木	冬季休業	29 日		1 水		29 水	
30 土		30 月		30 木		30 土		30 火		30 金		30 日		30 水		30 金	冬季休業	30 月				30 木	
		31 火				31 日		31 水				31 月				31 土	冬季休業	31 火				31 金	

日程等未定行事等

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
お花見会・向島お接待 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	リフレッシュ行事 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	キャンプ 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	キャンプ 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	県母協合同行事 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	親子旅行 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	クリスマス会・もちつき大会 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	スキー・鑑開き 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	節分 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック	雛飾り 料理教室・煎茶教室 ヨーガ教室・リトミック
カーテン洗濯 避難訓練	シティークリーニング 避難訓練	避難訓練(梯子)	ベランダ清掃 避難訓練	トイレ清掃 避難訓練	外清掃(草取りなど) 避難訓練(総合訓練)	網戸清掃 避難訓練	ベランダ清掃 避難訓練	共有スペース清掃 避難訓練	パイプ・洗面台清掃 避難訓練	お風呂清掃 避難訓練	台所周り清掃 避難訓練

※ 計画の変更がある場合もございますので、ご了承ください。

## 令和4年度社会福祉法人尾道厚生会研修計画

### 1. 目的

令和元年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルスの影響を受け、各地で開催されていた研修の中止が相次ぎました。当施設においては、施設内研修の開催が困難になりました。外部講師によるスーパーバイズ（事例検討）や個人バイズは継続できたため、「施設利用者へのアセスメント」や「職員の支援や心の整理」の部分では大きく前進しましたが、全体的な職員の資質向上の面では停滞したことは否めません。

新型コロナウイルスの影響はまだ続くと予想されますが、従来の研修をオンラインに切り替えたものも増えており、研修の機会は増えつつあります。令和3年度事業において、複数のオンライン研修やオンライン会議に同時に対応できるよう、施設1Fのホールや事務室にWIFIの設備を整備しました。

令和4年度において、対面、オンラインによる全体的な資質向上を目的とした研修会の開催したうえで、個別面談等で表面化した個々の資質向上についても研修に積極的に参加できるように次の計画を立てます。

### 2. 計画

#### (1) OJT（職場内実習）

新任職員の教育、資質向上は当施設の長年の課題である。当年度は別紙「OJTトレーニングメニュー&チェック表」を策定し、メニューに沿って施設全体で、新任職員の資質向上に努めます。

#### (2) OFF-JT（職場内外実習）

- ① 外部スーパーバイザーを招き、ケース検討の形でスーパーバイズを年6回行います。
- ② 職員全員が支援について忌憚なく発言できる環境を整えることを目的に、外部スーパーバイザーを招き、エンカウンターを開催します。
- ③ 個別面談や日々の業務の中で表面化した個々の課題について、課題に応じた研修に都度参加を促します。

#### (3) SDS（自己啓発研修）

平成29年度より「自主研修」制度を設け、自己啓発を行いたい職員に資格取得や研修参加するための補助を行っています。今年度も制度を継続し、職員の自己啓発推進に努めます。

## 令和4年度社会福祉法人尾道厚生会研修計画

	OJT（職場内実習）	OFF-JT（職場内外研修）	SDS（自己啓発研修）
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・児童支援員</li> <li>・母子支援員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ</li> </ul>	「自主研修」制度 で随時受付
5月	新任職員配置後 随時 OJT を開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ・エンカウンター</li> <li>・心理担当研修会</li> </ul>	
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マナー研修</li> <li>・スーパーバイズ研修</li> </ul> 第43回全国母子生活支援施設職員研修会 広島県母子生活支援施設協議会職員研修	
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ・エンカウンター</li> <li>・心理担当研修会</li> </ul>	
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子生活支援施設指導者研修</li> </ul>	
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ・エンカウンター</li> <li>・心理担当研修会</li> </ul>	
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ</li> <li>・人権研修</li> <li>・市役所手続き研修</li> <li>・第65回全国母子生活支援施設研究大会</li> </ul>	
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ・エンカウンター</li> <li>・心理担当研修会</li> </ul>	
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ</li> </ul>	
1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ・エンカウンター</li> </ul>	
2月		スーパーバイズ <ul style="list-style-type: none"> <li>・第40回中国・四国ブロック母子生活支援施設研修会</li> </ul>	
3月	↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーバイズ・エンカウンター</li> <li>・心理担当職員研修会</li> </ul>	↓

## OJT トレーニングメニュー&チェック表

テーマ	【職種】		
期間	令和	年	月 日
指導者		受講者	
ゴールの姿			
指導者記入			

### トレーニングメニュー

No、	メニュー項目	計画 時間	実施日		OJT 時間	所感
			開始	終了		
1	社会人としてのマナー（共通）	/h	/	/	/h	
2	法人・施設の説明（共通）	/h	/	/	/h	
3	DVとは（共通）	/h	/	/	/h	
4	母子支援員の業務説明（共通）	/h	/	/	/h	
5	児童支援員の業務説明（共通）	/h	/	/	/h	
6	保育士の業務説明（共通）	/h	/	/	/h	
7	心理療法担当職員の業務説明 （共通）	/h	/	/	/h	
8	アセスメント方法（例）	/h	/	/	/h	
9	障がいの理解（例）	/h	/	/	/h	
10	〇〇の業務（職種毎）	/h	/	/	/h	